

定額給付金および 子育て応援特別手当の 申請はお済みですか

企画課

町から申請書を該当する世帯へ簡易書留郵便で郵送しました。

申請期限は9月24日までです。期限までに申請書が提出されない場合は「受取辞退」とみなされますので、まだお済みでない方は早めに申請をしてください。

詳しくは、役場定額給付金窓口(☎388-1216)にお問い合わせください。

町では、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることや、定額給付金および子育て応援特別手当の給付のために、手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。

ご自身でATMを操作して、他人からお金が振り込まれることも絶対にありません。

労働保険年度更新の手続きは お早めに

環境経済課

「働く人のセーフティネット」の労災保険と雇用保険の申告・納付期限が今年から7月10日となりました。

雇用保険料率が下がるなど改正点がいくつかありますので、期限直前は窓口が大変混雑することが予想されます。

岐阜県労働局と労働基準監督署では、6月1日からご相談に応じています。お早めにお電話くださるか、お出かけください。

なお、手続きはパソコンから行うこともできます。インターネットでご確認ください。

【問合先】岐阜県労働局 労働保険徴収室直通
☎245-8115

使用済みの食用油の回収

環境経済課

ご家庭で使用済みの食用油の回収を町婦人会・生活学校の協力で、実施しますのでご利用ください。

【日 時】6月16日(火)

午前9時30分～11時30分

【回収場所】役場、中央公民館、松枝公民館、下羽栗会館

※新聞紙、牛乳パック、ダンボール、アルミ缶も同時に回収します。

浄化槽などの現況確認調査に ご協力を

環境経済課

公共用水域などの水質の保全などの観点から浄化槽によるし尿や雑排水の適正な処理を図るため、浄化槽や汲み取り槽を利用している家庭に、町が委託している受注業者が現況確認調査に訪問しますので、ご協力ください。

【訪問業者】松南株式会社(羽島郡岐南町みやまち4丁目153番地)

【調査期間】6月～平成22年3月

【調査地域】松枝地域

【問 合 先】環境経済課

STOP THE 不法電波

電波利用環境保護周知啓発強化期間

6月1日から6月10日まで



デンパ君

電波を使うには免許が必要です。
電波のルールを守りましょう。

不法無線局の相談は、052-971-9107
テレビ・ラジオの受信相談は、052-971-9648

総務省 東海総合通信局

ホームページ(URL) <http://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/>



航空宇宙産業に
貢献する
株式会社 光製作所
羽島郡笠松町中野
☎387-4361

広報紙・ホームページ・公共施設
巡回町民バスの広告を募集